

## 個人のお客様

### メンテナンス契約約款

本メンテナンスパック契約約款（以下、「本約款」といいます。）は、自動車リースに附帯して「メンテナンスパック」または「メンテナンスパックライト」（以下、総称して「メンテナンスパック」といいます。）を申し込まれたお客様（以下、「お客様」といいます。）とカーコンビニ倶楽部株式会社（以下、「当社」といいます。）との間で、当社が有料でご提供するメンテナンスパックに関わる一切の事項に適用されます。

#### 1. 本約款の適用・定義

- (1) 本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。
  - ① 本サービス契約：お客様と当社との間で本約款に基づいてなされる本サービスに関する契約
  - ② 本サービス：契約車両についての別表「本サービスの内容」に規定する各種交換部品の交換・補充等を当社が指定する指定サービス工場において実施するメンテナンスに関するサービス
  - ③ 契約車両：お客様が「メンテナンスパック」を附帯した元となるリース車両で、お客様と当社との本サービス契約により、本サービスの提供の対象となる車両
  - ④ 指定サービス工場：当社が指定する工場（基本的に、お客様が指定したカーコンビニ倶楽部店舗）
- (2) 当社は本約款に従って本サービスを提供します。また、当社は、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の約款に従って本サービスを提供します。本約款の変更については、当社のホームページに掲示することにより、お客様に通知するものとします。

#### 2. 本サービス契約の申込

- (1) 申込  
お客様が契約車両について、リース会社に対してリース契約を申し込む際に、「メンテナンスパック」を同時付加することにより申し込むことができます。なお、「メンテナンスパック」は、上記リース契約に対応しており、リース契約（7年）に対応する「メンテナンスパック（7年）」、リース契約（9年）に対応する「メンテナンスパック（9年）」、リース契約（11年）に対応する「メンテナンスパック（11年）」の3種類が用意されております。また、「メンテナンスパック」単体での申し込みはできません。
- (2) 本サービス対象車両  
契約車両のみが本サービス対象となります。
- (3) メンテナンスパック帳  
本サービス契約は、本サービスの具体的内容及び数量を管理するための「メンテナンスパック帳」（※1）（以下、「冊子」といいます。）にサービス開始日、有効期限、契約車両の登録番号、初年度登録月、車台番号等の必要事項を記入して、お客様が本サービスをお申込になった、カーコンビニ倶楽部加盟店及び当社が指定する店舗がこれを交付することにより、申込手続きが完了し、効力を有するものとなります。

#### 3. 期間

- (1) 本サービス契約の期間  
本サービス契約の期間は、契約車両のリース契約締結日より当該リース期間満了までとします。但し、本サービス提供開始日は、前項（3）の冊子（※1）を交付した日とします。このため、「メンテナンスパック（7年）」についてはリース契約締結の日から7年、「メンテナンスパック（9年）」についてはリース契約を締結してから9年、「メンテナンスパック（11年）」についてはリース契約を締結してから11年がそれぞれの上限となります。また、契約車両のリース契約を中途解約した場合には、中途解約した日までとします。
- (2) 本サービスの提供期間  
本サービスの提供期間は、本サービス契約の期間と同一となります。前項（3）の冊子（※1）を交付した日が本サービス提供開始日となります。なお、当該期間中の走行距離の制限はありません。

#### 4. 本サービスの適用

- (1) 本約款の規定は、日本国内においてのみ有効であり、日本国内で使用される契約車両にのみ適用され

ます。日本以外の国において契約車両が使用される場合は、当社は本サービスの提供はいたしません。

- (2) お客様が本サービスを受ける際には、契約車両の自動車検査証及び本人の確認を行う必要がございます。これらの確認ができない場合には、本サービスが受けられないことがあります。なお、第2項(3)の冊子(※1)は、本サービスを受ける際に必ずしも必要ではございませんが、本サービスの具体的な内容及び数量をお客様が把握、管理するための記録となります。記録に漏れが生じますとトラブルの原因となりますので、本サービスを受ける際には、当該冊子(※1)をご提示いただくことをお勧めします。
- (3) お客様は、当社が指定する指定サービス工場においてのみ本サービスを受けることができます。指定サービス工場以外でのメンテナンス費用は、お客様のご負担となります。

## 5. 本サービスの内容

別表「本サービスの内容」に規定する各種交換部品の交換・補充等を規定される各実施回数を満たすまで当社が指定する指定サービス工場において実施します。

## 6. 届出事項、変更事項、通知方法

- (1) 第2項(3)の冊子(※1)に記載されている情報に変更があった場合、お客様は、その変更事項につき、当社の指定する変更届をもって、当社へ直接または指定サービス工場へすみやかに届け出るものとします。なお、当該冊子(※1)に記載される情報で当社はお客様を管理しておりますため、情報に相違がありますと本サービスが受けられない場合があります。
- (2) 当社からお客様に通知を行う場合は、お客様から当社に届け出がなされている氏名、住所宛、もしくはメールアドレスに行います。なお、会員がその氏名、住所またはメールアドレスに変更があったにもかかわらず、前号に定める届け出を怠った場合には、当社からの通知は、お客様から当社に届け出がなされている宛先への発送もしくは発信をもって、有効に行われたものとみなします。

## 7. 本サービス契約の譲渡・承継

お客様の契約上の権利義務は、お客様の一身専属的なものとし、包括または特定承継を問わず一切これを第三者に譲渡・承継させ、また担保に供することはできないものとします。

## 8. 本サービス契約の解約・解除・終了

- (1) 当社による本サービス契約の解除  
当社は、以下の場合には、何ら通知または催告をすることなく、本サービスの提供を停止し、本サービス契約を解除することができるものとします。
  - ① お客様が本サービスの利用に関して、違法な行為または当社との信頼関係を著しく損なう背信的行為を行った場合
  - ② お客様が本約款の規定に違反し、その違反について当社が重大な違反であると判断した場合
- (2) お客様都合による本サービス契約の解約  
お客様による本サービス契約の解除は、契約車両が廃車または譲渡された場合のみ可能となります。なお、契約車両について、お客様がリース会社との間で当該手続を行うことで足り、当社に対する手続は特にございません。
- (3) 本サービス契約期間中の本サービス契約の終了  
本サービス契約期間に、以下の事由が生じた場合、その事由が発生した時点で本サービス契約は、当然に終了するものとします。
  - ① 契約車両の所有者であるリース会社が、当該契約車両の修理が不可能であると判断した場合
  - ② お客様が契約車両の正当な所有者または使用者でなくなった場合
  - ③ 契約車両の登録が抹消された場合
  - ④ お客様の死亡の場合
- (4) 本サービスの提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了が判明した場合、本サービス提供後に、本サービス契約の解約・解除・終了等の事由により本サービスの提供を受ける権利を有していなかったことが判明した場合には、本サービスの提供に要した費用については、提供を受けた者の負担となります。

## 9. 利用料金

- (1) お客様は、本サービスの利用料金として契約車両のリース料として、車両部分に加えてリース会社に対して支払うものとします。なお、リース料月額のうち本サービスの利用料金に相当する部分が含まれます。但し、個々のサービスの内容により差異がございますので具体的な金額を明示することができません。
- (2) 本サービスの利用料金の返還は、原則ございません。

## 10. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、本サービスにおいて取得したお客様の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を、以下の利用目的の範囲内で利用します。
  - ① 本サービスの提供のため
  - ② 契約車両のアフターサービスを提供するため
  - ③ 当社キャンペーン・イベント等について電話、e-mail、DM 等によるご案内を行うため
  - ④ 当社事業における商品・サービスの企画・開発、消費者動向調査、顧客満足調査等のマーケティング活動のためのアンケート調査を行うため
- (2) 当社は、当社が管理責任者となり、当社関係会社との間で前号（1）記載の目的およびその他個人情報取得の際に明示する目的のためにお客様の個人情報を共同利用することがございます。
- (3) 当社は、本項（1）記載の利用目的の達成に必要な範囲内で、当社より業務の委託を受けた第三者（以下、「委託先」といいます。）に、個人情報の取扱いを委託します。なお、委託先は、委託された業務以外に当該情報を使用しないものとします。但し、委託先が別途お客様の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (4) 当社は、お客様の個人情報を事前にご本人の同意を得ることなく、本約款で定めるほか第三者に提供しません。但し、人の生命、身体または財産の保護に必要があり、ご本人の同意を得ることが困難な場合、国の機関または地方公共団体の要請がある場合、または法令の定めに基づく場合には、個人情報の第三者提供を行う場合があります。
- (5) お客様は、当社に対して本項（1）③及び④の目的における個人情報の利用停止を求めることができます。

## 11. 免責

当社は、お客様が本サービスの提供に関して被った損害については、当社の故意・過失による場合を除き、賠償または補償の法的な責任を負わないものとします。これには、地震、噴火、洪水、津波などの自然災害、戦争、テロ活動、騒乱、労働争議などの当社の責に帰することができない事由により、本サービスの提供ができない場合が含まれますが、これに限定されるものではありません。

## 12. 専属的合意管轄

本サービスに関して、当社とお客様の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

（追補）

※1 「メンテナンスパックライト」ご契約の場合は「メンテナンスパック帳」に代えてチケットとなります

附則 2016年5月13日制定  
2021年12月20日追補及び改訂  
以上  
カーコンビニ倶楽部株式会社  
東京都港区港南二丁目 11 番 19 号